

令和7年度熊谷市結婚新生活支援事業に関するQ & A

内容

1. 対象となる世帯に関すること	7
Q 1 対象となる世帯はどのような世帯ですか。	7
Q 2 「2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、」とありますが、 転勤する可能性がある場合は申請できますか？	8
Q 3 熊谷市外で婚姻届を提出し、受理されました。対象となりますか。	8
Q 4 再婚は、対象になりますか。	8
Q 5 別居婚は、対象になりますか。	8
Q 6 事実婚は、対象になりますか。	8
Q 7 市税を滞納しているかわかりません。申請することはできますか。	8
Q 8 市税を滞納していましたが、申請前にすべて支払いました。申請しても良 いですか。	8
Q 9 市税をいつまでに支払えば対象となりますか。	8
Q 10 生活保護受給世帯も対象になりますか。	9
Q 11 外国人同士の結婚は、対象になりますか。	9
Q 12 日本人同士ですが、外国で結婚した場合は、対象になりますか。	9
Q 13 夫婦の一方が外国人である場合は、対象になりますか。	9
Q 14 夫（妻）が外国籍ですが、元から在留資格が1年となっています。3か 月後に期限を迎えますが、在留資格は必ず更新するので申請してもよいですか。	
9	
Q 15 2年以上の在留資格とは、どんな資格を想定しているのですか。	9
Q 16 令和6年度受給実績のない世帯も受け付けてもらえますか。	9

2. 所得に関すること 10

Q 1 7 所得とはなんですか。 10

Q 1 8 所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。 10

Q 1 9 所得証明書はどこで発行できますか。 10

Q 2 0 令和7年1月1日に熊谷市に住民票を置いていました。この場合も所得証明書が必要ですか。 10

Q 2 1 4月に「令和6年度（令和5年分）所得証明書」を発行しました。この所得証明書でも良いですか？ 10

Q 2 2 転職した場合の所得はどのように計算しますか。 10

Q 2 3 婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。 10

Q 2 4 学生です。所得証明書は必要ですか。 11

Q 2 5 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。 11

Q 2 6 教育ローンの年間返済額は、所得から控除してよいですか。 11

Q 2 7 令和7年1月1日時点で海外に居住していました。日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか。 11

Q 2 8 住民税に関する証明が得られません。 11

3. 費用に関すること 12

Q 2 9 対象となる費用は何ですか。 12

住宅取得費用について 12

Q 3 0 婚姻に伴う住宅取得費用について、対象となるものを教えてください。 12

Q 3 1 土地代は対象となりますか。 12

Q 3 2 新築戸建て住宅を、ローンを組み購入しました。ローンの返済費用は対

象となりますか。	12
Q 3 3 住宅取得日とはいつですか。	12
Q 3 4 住宅建築中のため、夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所となっていない せん。申請できますか。	12
住宅リフォーム費用について	13
Q 3 5 婚姻に伴う住宅リフォーム費用について、対象となるものを教えてください。 13	
Q 3 6 リフォーム日とはいつですか。	13
Q 3 7 夫婦以外が住宅所有者であった場合は、対象となりますか。	13
Q 3 8 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。	13
Q 3 9 エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品の更新を含みますか。	13
Q 4 0 具体的な工事内容を教えてください。	13
Q 4 1 自ら工事する・友人に手伝ってもらう等によりリフォームしました。そ の材料費などは対象となりますか。	13
婚姻に伴う住宅賃貸借費用について	14
Q 4 2 婚姻に伴う住宅賃借費用について、対象となるものを教えてください。 14	
Q 4 3 賃借日とはいつですか。	14
Q 4 4 住宅賃借費用の対象としないものは何ですか。	14
Q 4 5 令和7年6月に結婚し、同時に同居を開始しました。物件の契約は同年 5月に済ませ、初期費用（敷金・仲介手数料）と6月分の家賃を5月中に支払いま した（前月払い）。これらは結婚前に発生した費用ですが、対象になりますか？	14
Q 4 6 夫（妻）が婚姻日から起算して1年超前に借りていた住宅に、婚姻を機 に同居します。いつから補助の対象となりますか。	14
Q 4 7 夫（妻）が婚姻日から起算して1年超前に借りていた住宅に、婚姻を機	

とせず同居していました。いつから補助の対象となりますか。	14
Q 4 8 夫（妻）が婚姻日から起算して半年前に借りていた住宅に同居していましたが、不動産会社には伝えていません。いつから補助の対象となりますか。 15	15
Q 4 9 夫（妻）の両親と同居しています。対象となりますか。	15
Q 5 0 令和8年4月分の賃料を令和8年3月に支払いました。対象となりますか。 15	15
Q 5 1 令和7年4月分の賃料を令和7年3月に支払いました。対象となりますか。 15	15
Q 5 2 勤務先から住宅手当が支給されています。対象となりますか。	15
Q 5 3 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件又は勤務先が所有する社宅に入居しています。勤務先に対し家賃相当額を支払っている又は給与から天引きされている場合、対象となりますか。	15
引越費用について	16
Q 5 4 引越費用について、対象となるものを教えてください。	16
Q 5 5 引越日とはいつですか。	16
Q 5 6 実家から家具などを運送する場合は、対象となりますか。	16
Q 5 7 新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、対象となりますか。	16
Q 5 8 自ら運送する・友人に手伝ってもらう等により引っ越した場合は、そのレンタカー代や燃料代などが対象となりますか。	16
Q 5 9 旧居や新居を清掃したり、不用になった家具などを処分したりする費用は、対象となりますか。	16
Q 6 0 婚姻日より前に行った引越費用は対象となりますか。	16
費用に関する補足について	16
Q 6 1 令和7年度中に婚姻届を提出し、市内のマンションを購入しましたが、今まで住んでいた熊谷市内のアパートから住所を異動させていません。どちらも	

補助の対象となりますか。	16
4. 申請に関する事	17
Q 6 2 申請に必要な書類は何ですか。	17
Q 6 3 令和6年度に補助額が上限に達していない世帯及び令和6年度資格認定世帯です。必要な書類はありますか。	17
Q 6 4 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書の代わりに、住民票の写しを提出しても良いですか？	18
Q 6 5 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書はどこで発行できますか？	18
Q 6 6 所得証明書について教えてください。	18
Q 6 7 賃貸借契約書がありませんでした。重要事項説明書でも良いですか。 18	
Q 6 8 支払済費用の証明には何が必要ですか。	18
Q 6 9 勤務先から住宅手当は支給されていません。住宅手当等の支給の有無が確認できる書類は省略して良いですか。	18
Q 7 0 申請から交付まではどのような流れですか。	18
Q 7 1 申請期間はいつですか。	18
5. 継続補助に関する事	19
Q 7 2 継続補助とは何ですか。	19
Q 7 3 必要な書類はありますか。	19
Q 7 4 令和9年度に持ち越すことはできますか。	19
6. 資格認定申請に関する事	19
Q 7 5 資格認定申請とは何ですか。	19
Q 7 6 やむを得ない理由とは何ですか。	19

- Q 7 7** 必要な書類はありますか。 19
- Q 7 8** 令和9年度に持ち越すことはできますか。 19

1. 対象となる世帯に関すること

Q 1 対象となる世帯はどのような世帯ですか。

A 以下の①～③に該当する世帯であって、諸条件を満たす世帯が対象となります。

①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された日において夫婦ともに39歳以下である世帯

- ・申請日において2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有している
- ・申請する日の属する年度の夫婦の合計所得金額が500万円未満である
- ・（貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を差し引いた額を所得とみなす。）
- ・夫婦ともに市税の滞納がない
- ・生活保護法の規定による住宅扶助を受けていない
- ・夫婦ともに熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない
- ・夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業その他これに類する補助（他の自治体で補助を受給したことがある場合を含む。）の交付を受けたことがない
- ・夫婦ともに本市で実施している熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていない
- ・（夫婦の双方又は一方が外国籍である場合）申請日の時点で2年以上の在留資格を所持していること

②令和6年度に補助金を受給した世帯であって、その受給額が上限30万円に達していない世帯

- ・申請日において2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有している
- ・夫婦ともに市税の滞納がない
- ・生活保護法の規定による住宅扶助を受けていない
- ・夫婦ともに熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない
- ・夫婦ともに本市で実施している熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていない

③令和6年度に資格認定を受けた世帯

- ・申請日において2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有している
- ・夫婦ともに市税の滞納がない
- ・生活保護法の規定による住宅扶助を受けていない
- ・夫婦ともに熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない
- ・夫婦ともに本市で実施している熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていない

Q 2 「2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、」とありますが、転勤する可能性がある場合は申請できますか？

A 申請時に転勤の予定が定かではない場合は申請可能です。

ただし、申請受付後に転出していた場合は補助金を不交付とする場合があります。事前に企画課へご相談ください。

Q 3 熊谷市外で婚姻届を提出し、受理されました。対象となりますか。

A 対象となります。

なお、婚姻届受理証明書は、婚姻届を提出した自治体でのみ発行することができます。発行方法については、各自治体へお問い合わせください。

Q 4 再婚は、対象になりますか。

A 対象となります。

ただし、夫婦の双方または一方が結婚新生活支援事業その他これに類する補助（他の自治体で補助を受給したことがある場合を含む。）の交付を受けたことがある場合は対象となりません。

また、同一夫婦が離婚・再婚しており、その離婚日が再婚姻日から起算して1年以内である場合は、「新規に婚姻した世帯」に当たらないものとします。

Q 5 別居婚は、対象になりますか。

A 夫婦の双方が市内に居住している場合に限り対象となります。

ただし、夫婦の一方の費用のみとします。

Q 6 事実婚は、対象になりますか。

A 対象になりません。

法的に有効な書面を用いた形式的な判断しかできないため、法律婚以外は対象外とします。

Q 7 市税を滞納しているかわかりません。申請することはできますか。

A 申請することはできますが、事前に納税課に確認することをおすすめします。

申請受付後、企画課から納税課へ滞納の確認を行います。滞納があった場合には、補助金の交付はできませんので、あらかじめご確認をお願いします。

Q 8 市税を滞納していましたが、申請前にすべて支払いました。申請しても良いですか。

A 申請することができます。

ただし、申請受付後、新たに滞納していた場合には補助金の交付はできませんので、必ず納期限までにお支払いください。

Q 9 市税をいつまでに支払えば対象となりますか。

A 必ず納期限までにお支払いください。詳しくは納税課にお問い合わせください。

Q 1 0 生活保護受給世帯も対象になりますか。

A 対象となります。

ただし、生活保護による住宅扶助を受けている場合は対象となりません。本補助金の対象となる費用（住宅取得費、住宅賃借費及び引越費用）について、生活保護による生活扶助、その他の扶助を受給している場合も、その部分については対象外となります。

Q 1 1 外国人同士の結婚は、対象になりますか。

A 日本方式の婚姻（婚姻届を提出し受理されている）をしていれば対象となります。

Q 1 2 日本人同士ですが、外国で結婚した場合は、対象になりますか。

A 戸籍に婚姻の事実を記載していれば対象となります。

Q 1 3 夫婦の一方が外国人である場合は、対象になりますか。

A 日本方式の婚姻（婚姻届を提出し受理されている）をしていれば対象となります。

また、外国で結婚した場合も、戸籍に婚姻の事実を記載していれば対象となります。

Q 1 4 夫（妻）が外国籍ですが、元から在留資格が1年となっています。3か月後に期限を迎えますが、在留資格は必ず更新するので申請してもよいですか。

A 在留資格更新の確実性について市では判断しかねますので申請できません。

今後も2年以上定住できることが判断できませんので、2年以上の在留資格となつてから申請してください。

Q 1 5 2年以上の在留資格とは、どんな資格を想定しているのですか。

A 永住者、特別永住者を原則とし、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者については3年または5年の在留期間を有している者を想定しております。

就労や留学などの活動に関する資格については、居住が目的ではないため対象外となります。婚姻後に資格を変更するなどして対象となれば申請することができます。

Q 1 6 令和6年度受給実績のない世帯も受け付けてもらえますか。

A 令和6年度に申請をしていない場合は受け付けられません。

令和6年度に補助決定された方が対象となります。新たに申請を希望する世帯は、令和7年度の対象要件に該当する世帯のみです。

例：令和6年度に申請し、25万円補助決定

→令和7年度は対象要件に該当する費用のうち、上限5万円まで申請可能。

2. 所得に関すること

Q 1 7 所得とはなんですか。

A 会社員などで企業等にお勤めの方は、1年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額です。

自営業の方は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた金額です。複数の所得がある場合はこれらを合算した金額となります。

Q 1 8 所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。

A 所得証明書が必要です。源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与等以外に収入があった場合、それを把握することができません。

令和7年1月1日時点で住民票を置いていた自治体が発行する所得証明書をご提出ください。

Q 1 9 所得証明書はどこで発行できますか。

A 令和7年1月1日に住民票を置いていた自治体で発行ができます。

発行方法や担当課については、前住所地の自治体にお問い合わせください。

Q 2 0 令和7年1月1日に熊谷市に住民票を置いていました。この場合も所得証明書が必要ですか。

A 令和7年1月1日に熊谷市に住民票を置いていた場合は、所得証明書の提出を省略できます。

ただし、夫婦の合計所得額が500万円を超えていた場合は対象となりませんので、申請前に必ず確認をお願いします。

Q 2 1 4月に「令和6年度（令和5年分）所得証明書」を発行しました。この所得証明書でも良いですか？

A 直近の所得証明書「令和7年度（令和6年分）所得証明書」をご提出ください。

令和5年分と令和6年分で所得が変わる可能性があることから、本市では公平性の観点から、一律「令和7年度（令和6年分）所得証明書」の提出をお願いしています。

なお、「令和7年度（令和6年分）所得証明書」は6月以降に発行できる予定です。詳しくは市民税課、もしくは前住所地の自治体へお問い合わせください。

Q 2 2 転職した場合の所得はどのように計算しますか。

A 直近の所得証明書「令和7年度（令和6年分）所得証明書」により所得を算出します。

Q 2 3 婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。

A 申請時点で無職の場合や育児休業中であっても、夫婦の直近の所得証明書「令和7年度（令和6年分）所得証明書」による所得の合算で判定します。

Q 2 4 学生です。所得証明書は必要ですか。

A 学生であっても所得証明書は必要です。

ただし、所得証明書を発行できない場合は、学生証を確認させていただくため、ご用意をお願いします。

Q 2 5 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。

A 所得証明書の期間と同一となります。

令和7年度の所得証明書（令和6年分合計所得）を提出する場合は、令和6年の返済額が控除対象となります。

Q 2 6 教育ローンの年間返済額は、所得から控除してよいですか。

A 所得から控除できるのは、貸与型奨学金のみです。

Q 2 7 令和7年1月1日時点で海外に居住していました。日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか。

A 当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）の写しを提出してください。課税基準日時点の為替レートを基準に所得額を推計します。

また、収入がない場合は、無収入である旨の申告書（任意様式）の提出をしてください。

Q 2 8 住民税に関する証明が得られません。

A 税に関する申告等をしていない可能性があります。

詳しくは市民税課、もしくは前住所地の自治体へお問い合わせください。

なお、いかなる場合も形式的審査しか行いませんので、証明や情報が無い方の申請はお断りしています。

3. 費用に関すること

Q 2 9 対象となる費用は何ですか。

A 以下の費用が対象となります。詳しくは各項目をご覧ください。

- ① 婚姻に伴う住宅取得費用
- ② 婚姻に伴う住宅リフォーム費用
- ③ 婚姻に伴う住宅賃借費用
- ④ 引越費用

住宅取得費用について

Q 3 0 婚姻に伴う住宅取得費用について、対象となるものを教えてください。

A 婚姻に伴う住宅取得費用のうち、以下の要件を満たすものが対象です。

- (1)申請日時点で夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、取得した住宅の住所となっていること。
- (2)売買契約書、工事請負契約書により契約内容を確認できること。
- (3)令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用であること。
また、支払った額を領収書等により確認できること。
- (4)婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であること。

Q 3 1 土地代は対象となりますか。

A 対象となりません。住宅取得費用のみが対象となります。

Q 3 2 新築戸建て住宅を、ローンを組み購入しました。ローンの返済費用は対象となりますか。

A 金融機関等からローンを借入れ、住宅を取得した場合は月々のローン返済額のみが対象となります。

ただし、住宅ローンに係る手数料・利息は対象となりません。

Q 3 3 住宅取得日とはいつですか。

A 鍵が引渡された日を想定しています。

Q 3 4 住宅建築中のため、夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所となっていない。申請できますか。

A 申請できません。申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていることが必要です。

住宅リフォーム費用について

Q 3 5 婚姻に伴う住宅リフォーム費用について、対象となるものを教えてください。

- A 婚姻に伴う住宅リフォーム費用のうち、以下の要件を満たすものが対象です。
- (1)申請日時点で夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、リフォームした住宅の住所となっていること。
 - (2)工事請負契約書又は請書により契約内容を確認できること。
 - (3)令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用であること。
また、支払った額を領収書等により確認できること。
 - (4)婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。
 - (5)婚姻を機に住宅をリフォームした際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用については、対象としない。

Q 3 6 リフォーム日とはいつですか。

- A リフォーム工事が完了した日を想定しています。

Q 3 7 夫婦以外が住宅所有者であった場合は、対象となりますか。

- A 対象となります。夫婦が所有者である必要はありません。
ただし、夫婦の双方又は一方の住民票の住所がその住宅の住所になっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を払っていることが必要です。

Q 3 8 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。

- A 対象となります。ただし、賃貸借契約により、本体貸主が負担すべき修繕費用は対象外です。

Q 3 9 エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電製品の更新を含みますか。

- A 含みません。

Q 4 0 具体的な工事内容を教えてください。

- A 別紙参照とします。

**Q 4 1 自ら工事する・友人に手伝ってもらう等によりリフォームしました。
その材料費などは対象となりますか。**

- A 対象となりません。

婚姻に伴う住宅賃貸借費用について

Q 4 2 婚姻に伴う住宅賃借費用について、対象となるものを教えてください。

A 婚姻に伴う住宅賃借費用のうち、以下の要件を満たすものが対象です。

- (1)申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、賃借した住宅の住所となっていること。
- (2)賃貸借契約書により契約内容を確認できること。
- (3)令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用であること。
また、支払った額を領収書等により確認できること。
- (4)婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- (5)婚姻を機に住宅を賃借した際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。

Q 4 3 賃借日とはいつですか。

A 賃貸借契約期間の初日を想定しています。

Q 4 4 住宅賃借費用の対象としないものは何ですか。

A 鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料、水道光熱費、駐車場代などは対象となりません。

Q 4 5 令和7年6月に結婚し、同時に同居を開始しました。物件の契約は同年5月に済ませ、初期費用（敷金・仲介手数料）と6月分の家賃を5月中に支払いました（前月払い）。これらは結婚前に発生した費用ですが、対象になりますか？

A 婚姻日から起算して1年以内に賃借しているため、対象となります。

Q 4 6 夫（妻）が婚姻日から起算して1年超前に借りていた住宅に、婚姻を機に同居します。いつから補助の対象となりますか。

A 賃貸借契約上、入居者欄に「本人」「婚約者」として夫婦いずれのお名前も記載されている場合は、同居開始月以降の賃料及び共益費を対象とします。

なお、同居開始月は、住民票の住所を夫（妻）が借りている住宅の住所に異動させた月とします。ただし、令和7年4月1日以前に支払った費用は対象となりません。

Q 4 7 夫（妻）が婚姻日から起算して1年超前に借りていた住宅に、婚姻を機とせず同居していました。いつから補助の対象となりますか。

A 婚姻月以降の賃料及び共益費を対象とします。

賃貸借契約書において、入居者欄に「同居人」として記載されていた場合も同様です。

Q 4 8 夫（妻）が婚姻日から起算して半年前に借りていた住宅に同居していましたが、不動産会社には伝えていません。いつから補助の対象となりますか。

A 賃貸借契約書において同居が確認できない場合には、婚姻月以降の賃料及び共益費を対象とします。

なお、賃貸借契約書の変更については、不動産会社にご相談ください。

Q 4 9 夫（妻）の両親と同居しています。対象となりますか。

A 夫婦の双方又は一方が契約及び支払いの当事者であれば、対象となります。

Q 5 0 令和8年4月分の賃料を令和8年3月に支払いました。対象となりますか。

A 対象となります。

Q 5 1 令和7年4月分の賃料を令和7年3月に支払いました。対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 5 2 勤務先から住宅手当が支給されています。対象となりますか。

A 住宅手当が支給されている場合は、賃料から住宅手当支給額を差し引いて得た額を対象とします。

Q 5 3 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件又は勤務先が所有する社宅に入居しています。勤務先に対し家賃相当額を支払っている又は給与から天引きされている場合、対象となりますか。

A 対象となります。

この場合、下記について勤務先に確認し、それぞれ書類の用意をお願いします。

・賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること

（社宅の場合は勤務先との間で社宅の使用に係る契約を締結していること（社宅使用契約書、入居決定通知書等。このような書類がない場合は、社宅使用申込書））

・給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていること（給与天引きを含む。）

引越費用について

Q 5 4 引越費用について、対象となるものを教えてください。

A 引越費用のうち、以下の要件を満たすものが対象です。

- (1) 申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、引越後の住宅の住所となっていること。
- (2) 補助対象期間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- (3) 婚姻日より前の引越にあつては、婚姻を機とした引越であつて、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- (4) 婚姻を機に引っ越した際に要した費用のうち、引越業者、運送業者等への支払いに関する実費であること。

Q 5 5 引越日とはいつですか。

A 引越荷物を運送した日を想定しています。

Q 5 6 実家から家具などを運送する場合は、対象となりますか。

A 対象となります。

Q 5 7 新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 5 8 自ら運送する・友人に手伝ってもらう等により引っ越した場合は、そのレンタカー代や燃料代などが対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 5 9 旧居や新居を清掃したり、不用になった家具などを処分したりする費用は、対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 6 0 婚姻日より前に行った引越費用は対象となりますか。

A 婚姻に伴う引越費用であれば対象となります。

費用に関する補足について

Q 6 1 令和7年度中に婚姻届を提出し、市内のマンションを購入しましたが、今まで住んでいた熊谷市内のアパートから住所を異動させていません。どちらも補助の対象となりますか。

A 補助対象となるのは、申請日に住民票の住所を置いている住宅のみです。

この場合、申請日までに住所を購入したマンションに異動させていればマンションの購入費、異動させていない場合はアパートの賃料等が対象となります。

なお、ローンを組んで購入している場合はQ 3 - 4をご確認ください。

4. 申請に関すること

Q 6 2 申請に必要な書類は何ですか。

A 申請書類は以下のとおりです。申請される方の状況に応じて必要な書類が異なりますので、不明な点は事前に企画課までお問合せください。

(1)	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書 (本籍地が熊谷市でない人に限る。)
(2)	申請日が属する年度の夫婦双方の所得証明書 (令和 7 年 1 月 1 日に本市に住民登録を有していない人に限る。)
(3)	貸与型奨学金の返済額が確認できる書類 (合計所得が 5 0 0 万円を超えている夫婦に限る)
(4) ①	住宅の売買契約書
②	領収書その他当該住宅の取得に係る費用についての支払が確認できる書類
(5) ①	住宅の賃貸借契約書
②	賃料、共益費及び仲介手数料に係る領収書その他当該住宅の賃借に係る費用についての支払が確認できる書類
(6) ①	リフォームの契約書
②	住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用について支払が確認できる書類
(7)	住宅手当等の支給の有無が確認できる書類 (様式第 2 号又は給与明細書等)
(8)	引越費用に係る領収書
(9)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※(4)、(5)、(6)は当てはまる経費のみ提出してください。

Q 6 3 令和 6 年度に補助額が上限に達していない世帯及び令和 6 年度資格認定世帯です。必要な書類はありますか。

A 令和 6 年度に補助額が上限に達していない世帯及び令和 6 年度資格認定世帯は、下記の書類をご用意ください。

(1) ①	住宅の売買契約書
②	領収書その他当該住宅の取得に係る費用についての支払が確認できる書類
(2) ①	住宅の賃貸借契約書
②	賃料、共益費及び仲介手数料に係る領収書その他当該住宅の賃借に係る費用についての支払が確認できる書類
(3) ①	リフォームの契約書
②	住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用について支払が確認できる書類
(4)	住宅手当等の支給の有無が確認できる書類 (様式第 2 号又は給与明細書等)
(5)	引越費用に係る領収書
(6)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

Q 6 4 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書の代わりに、住民票の写しを提出しても良いですか？

A 不可とします。

住民票の写しでは、婚姻日の確認及び婚姻関係を確認することができません。

Q 6 5 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書はどこで発行できますか？

A 婚姻届受理証明書は婚姻届を提出した自治体、婚姻後の戸籍全部事項証明書は市民課の窓口で発行することができます。

発行方法等については、市民課もしくは婚姻届提出自治体にお問い合わせください。

Q 6 6 所得証明書について教えてください。

A [2. 所得に関すること](#)（Q 1 7～Q 2 8）をご確認ください。

Q 6 7 賃貸借契約書がありませんでした。重要事項説明書でも良いですか。

A 申請時に必要な書類は賃貸借契約書です。重要事項説明書では受け付けることができません。

賃貸借契約書が見当たらない・紛失した場合は、契約した不動産会社にお問い合わせください。

Q 6 8 支払済費用の証明には何が必要ですか。

A 領収書又は領収書の取得が困難な場合には、通帳の該当ページの写しや銀行の振込明細の写しを提出してください。詳しくはお問合せ下さい。

Q 6 9 勤務先から住宅手当は支給されていません。住宅手当等の支給の有無が確認できる書類は省略して良いですか。

A 住宅手当が支給されていない場合でもご提出ください。

住宅手当の支給の有無を勤務先に証明していただく様式2号か、給与明細書等の提出をお願いします。

なお、自営業の方は提出を省略することができます。

Q 7 0 申請から交付まではどのような流れですか。

A 企画課へ申請書類を提出後、審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定通知書」を申請者あてに送付します。

請求書を同封しますので、記名及び口座情報を記入の上、企画課へ提出してください。
※振込先口座の名義が請求者と異なる場合、本人が手書きするか、又は記名・押印してください。また、別途委任状が必要です。御提出をお願いいたします。

Q 7 1 申請期間はいつですか。

A 令和7年6月2日（月）から令和8年3月31日（火）（書類必着）までに企画課へ提出してください。

期間内であっても予算に達した場合、受付を終了する場合があります。

申請を予定されている方は事前に企画課まで御相談ください。

5. 継続補助に関すること

Q 7 2 継続補助とは何ですか。

A 令和7年度の補助金の交付決定を受け、この交付決定額が補助上限額に達しなかった世帯は、その差額について令和8年度補助申請をすることができます。

ただし、補助対象となる期間や内容は、令和7年度と変更になる場合があります。

Q 7 3 必要な書類はありますか。

A 継続補助を申請するために必要な書類はありません。

令和8年度に申請する際には、指定の書類を用意していただきます。

Q 7 4 令和9年度に持ち越すことはできますか。

A できません。

継続補助の対象となるのは、交付決定を受けた年度の次年度までです。

6. 資格認定申請に関すること

Q 7 5 資格認定申請とは何ですか。

A 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された日において夫婦ともに39歳以下である世帯が補助要件を全て満たしているにも関わらず、やむを得ない理由により令和7年度に補助金交付申請できない場合、令和8年度に申請を可能にする手続きです。申請期間は本申請と同一です。

Q 7 6 やむを得ない理由とは何ですか。

A 次のような例を想定しています。ただし、いずれの場合でも令和7年度に熊谷市内に住所を置いていない場合は申請を受け付けることができません。

- ・住宅を建築中のため、令和7年度中にこの住宅に住民票を置くことができない場合。
- ・リフォームが令和8年4月以降にならないと完成しない場合。
- ・令和8年3月末に結婚したが、アパートの賃借日が令和8年4月以降になる場合。
- ・その他審査の結果、やむを得ないと認められる場合。

Q 7 7 必要な書類はありますか。

A 下記の書類をご提出ください。

(1)	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書 (本籍地が熊谷市でない人に限る。)
(2)	申請日が属する年度の夫婦双方の所得証明書 (令和7年1月1日に本市に住民登録を有していない人に限る。)
(3)	貸与型奨学金の返済額が確認できる書類 (合計所得が500万円を超えている夫婦に限る)

Q 7 8 令和9年度に持ち越すことはできますか。

A できません。

資格認定申請の対象となるのは、資格認定を受けた年度の次年度までです。